

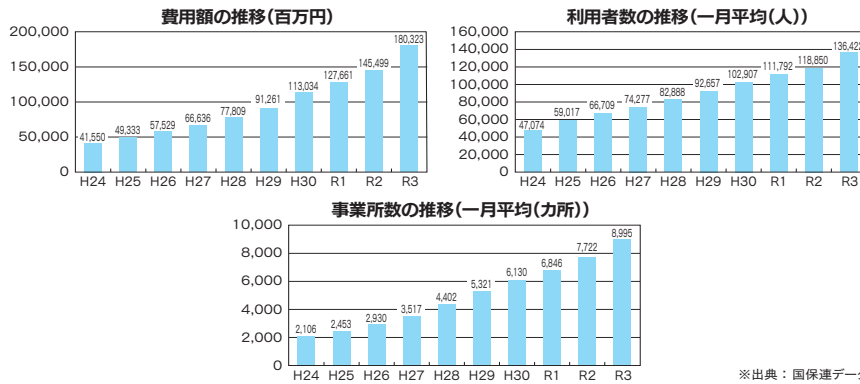
今後の 障害児通所支援

2023（令和5）年3月に、障害児通所支援に関する検討会の報告書が公表されました。2024（令和6）年4月の改正児童福祉法施行に向け、児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の整備、児童発達支援・放課後等デイサービスのあり方、インクルージョンの推進、給付決定や支援の質の向上等に係る今後の方向性と具体的な取り組み方策等をまとめたものです。今後の障害児通所支援と、事業者への影響をみていきます。

図1 児童発達支援の現状

【児童発達支援の現状】

○令和2年度の費用額は約1,455億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の4.9%、障害児支援全体の総費用額の26.7%を占める。
○総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある



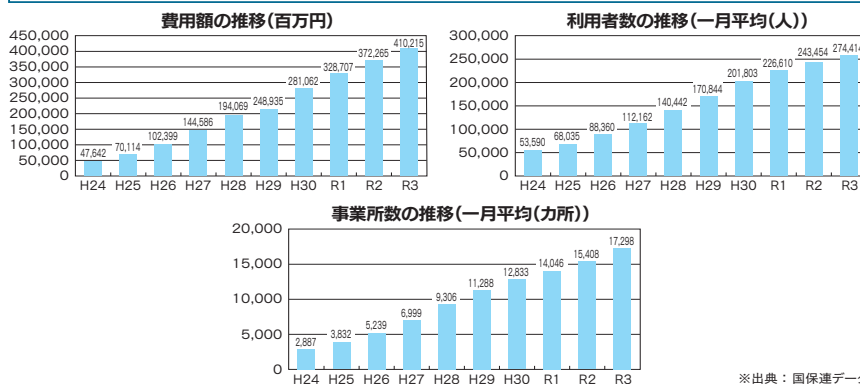
2024(令和6)年4月の改正児童福祉法の施行に向けて

障害児通所支援については、2012（平成24）年4月の改正児童福祉法の施行により、障害種別にかかわらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた給付体系が再編・一元化され、児童発達支援や放課後等デイサービス等が創設された。

図2 放課後等デイサービスの現状

【放課後等デイサービスの現状】

○令和2年度の費用額は約3,723億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.6%、障害児支援全体の総費用額の68.4%を占める。
○総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている(平成24年度から令和2年度の伸びは、児童発達支援が3.5倍に対して放課後等デイサービスは7.8倍)。



その後、約10年で児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数、利用者数は飛躍的に増加した(図1、2)。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援施設として求められる適切な運営や、支援の質の確保が課題とされてきた。

さらに、すべての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながらも生きていく共生社会の

図1・2…第6回障害児通所支援に関する検討会(令和4年12月14日)参考資料1より



実現に向けて、障害のあることも地域の社会への参加・包摂（インクルージョン）が重要となるなかで、その取り組みは十分に推進されてきたとは必ずしもいえない状況にある。

これらの現状も踏まえ、あらためて障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援のあり方について検討するため、2021（令和3）年から「障害児通所支援の在り方に関する検討会」が開催され、同年10月に報告書がとりまとめられた。

同報告書の内容を踏まえ、社会保障審議会障害者部会においても議論が行われ、2021（令和3）年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理」で今後の障害児支援における検討の方向性が示された。この中間整理で示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機

関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、2022（令和4）年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出され、同年6月に成立、2024（令和6）年4月に施行されることとなった。

こうしたなか、2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行と、これまで整理されてきた障害児通所支援の検討の方向性につ

図3 障害児通所支援に関する検討会報告書～概要～

障害児通所支援の基本的な考え方

子どもの権利を社会全体で守る 子どもと家族のウェルビーイングの向上 インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

- 子どもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、**子どもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める。**
- 子どもや保護者が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、**子どもと家族のウェルビーイングの向上**につながるよう取り組んでいくことが必要。
- 障害の有無にかかわらず、子どもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。**子どもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に**、子どもや家族の支援にあたっていくこと。

1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

児童発達支援センターの中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、**中核拠点型**として整備を推進していく方向で検討。

福祉型・医療型一元化後の方向性

一元化後は、**保育士・児童指導員を手厚く配置する**等の方向で検討。また、福祉型の3類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、**障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う**方向で検討。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 各ガイドラインに定めるそれぞれの役割に加え、5領域（※）等、全ての視点を含めた**総合的な支援が提供されることを基本**とすべき。
- 総合的な支援を行い、**その上で子どもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う支援**が考えられる。その際には、**アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し**、障害児支援利用計画等に位置づける等、**計画的に実施**されることが必要。
- ピアや絵画のみを提供する支援は、公費により負担する支援として相応しくないと考えられ**、これらの支援の提供にあたっては、**ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容**とした上で提供することが必要。
- 利用の仕方等により、支援時間に差異があることから、**支援に対する人員の配置の状況や支援内容等**にも留意しつつ、**支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価**を行うことが必要。
- 保護者の就労等による預かりニーズについては、**家族全体を支援する観点から**、子どもと家族の**アセスメントを踏まえて、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいても対応**することが重要。
- 放課後等デイサービスについては、**学校や家庭とは異なる場**であり、**安心・安全でその子らしく過ごせる場**としての機能も重視すべき。また、学校に通学できない（不登校の）障害児について、関係機関と連携して支援していくことが必要。

（※）「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

3. インクルージョンの推進

- 障害児支援による保育所等の**一般施策への後方支援の取組を強化し**、保育所等訪問支援等を活用しながら、保育所等の障害児への支援力向上を図っていく等、**子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携が行われる地域の体制づくりを進めていく**ことが重要。
- 保育所等訪問支援が**より効果的に活用されるよう**、人員配置や報酬上の評価、運用について**必要な見直しを行う方向で検討**すべき。（チームでアセスメントや一定の支援を行う場合や、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価の検討）

4. 障害児通所支援の給付決定等

- 給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、**子どもの発達状況等も把握できる調査指標に見直す**ことが必要。
- セルフプラン率が高い現状も踏まえ、**障害児相談支援による支援が行われるよう取組を進める**ことが必要。また、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、**適切にコーディネートが行われる方策を検討**していくことが必要。

5. 障害児通所支援の質の向上

- 市町村は（**自立支援**）協議会子ども部会を設置し、児童発達支援センターも参画して、**地域の課題を把握・分析**しながら、地域の支援の質の向上に取り組むことが重要。
- 自己評価・保護者評価について、集約・分析し、その結果を公表する等、**効果的な活用方策等について検討**を進めることが必要。
- 人材育成について、専門性を身につけるため、**基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築等を進める**ことが必要。

障害児通所支援の基本的な考え方と求められる支援とは

同報告書では、障害児通所支援の基本的な考え方として、

(1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障

子どもの意見表明の確保、発達、人権および基本的自由の保障がなされることで、**子どもの最善の利益を社会全体で守っていく環境**

図3…障害児通所支援に関する検討会 報告書概要(令和5年3月28日)より



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。 版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

聴覚障害児の生活と 将来的な自立をサポート

— 東京都葛飾区・社会福祉法人永春会 福祉型障害児入所施設アレーズ秋桜 —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された東京都葛飾区の福祉型障害児入所施設「アレーズ秋桜」を取りあげます。同施設は、聴覚障害児の生活と将来的な自立に向けた支援を行っています。施設概要や実践する取り組みについて取材しました。

地域ニーズに応えた 福祉事業を展開

千葉県松戸市にある社会福祉法人永春会は、平成17年の設立以来、「秋桜にかかわるすべての人に笑顔を」という法人理念のもと、地域に根ざした高齢者福祉・障害福祉・保育サービスを提供してきた。

法人施設は、特別養護老人ホームをはじめ、認可保育所や就労継続支援B型事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター2カ所を運営。さらに、グループ法人の株式会社では、複数のサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、小規模保育事業、放課後等デイサービスのほか、通所介護、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの在宅

サービスを展開し、あらゆる世代の人たちが住み慣れた地域で暮らし続けることを支えている。

同法人は、令和4年2月に東京都葛飾区で社会福祉法人東京愛育苑が運営する聴覚障害対応の福祉型障害児入所施設「金町学園」の事業譲渡を受け、「アレーズ秋桜」として運営を引き継いでいる。

福祉型障害児入所施設の事業譲渡を受けた経緯について、理事長の吉岡俊一氏は次のように説明する。

「金町学園は、聴覚障害とともに、さまざまな事情で親と暮らすことができない子どもたちを受け入れる、東日本で唯一の福祉型障害児入所施設でしたが、建物の老朽化などを理由に閉鎖する方針であることを新聞の記事で知りました。私自身も長女と次女に聴覚障害があり、子育ての大変さを知っていたことから、存続に向けて手伝えることはないかと、声をかけ

施設の概要

社会福祉法人永春会 福祉型障害児入所施設アレーズ秋桜

〒125-0032
東京都葛飾区水元 2-20-10
TEL 03-5876-3315
FAX 03-5876-3325
URL <https://aleisecosmos.studio.site>

開設：令和4年2月
理事長：吉岡 俊一
施設長：片岡 俊二
入所定員：30人
併設施設：生活介護（定員20人）、特定相談支援事業所
法人施設：特別養護老人ホーム／就労継続支援B型事業所／居宅介護支援事業所／保育所／地域包括支援センター2カ所



させていただき、話し合いを進めていくなかで、事業譲渡の申し出があり、運営を引き継ぐことで合意しました」。

運営を引き継ぐにあたっては、建物の老朽化が進んでいたことから新築移転を行う必要があったが、移転先として旧施設から徒歩10分ほどの葛飾区の所有地を借りることができ、建設費は東京都から補助金を受け、開設に至ってい



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949